

平成29年度 長岡市 1号認定 保育料徴収基準額表(月額)

階層区分	階層の定義		保育料(円)
A	生活保護世帯		0
B1	市民税非課税世帯および市民税所得割非課税世帯でひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等		0
B2	市民税非課税世帯および市民税所得割非課税世帯		2,500
C1	市民税所得割77,100円以下の世帯でひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等		6,000
C2	市民税所得割	77,100円 以下の世帯	9,600
C3		211,200円 以下の世帯	13,400
C4		211,200円 を超える世帯	17,800

【ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等の場合】

市民税所得割が77,100円以下(C1階層)の場合は、生計を同一にする子の第1子を半額、第2子以降の子は無料となります。
77,100円を超える世帯(C3階層以上)については、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

【上記以外の世帯の場合】

市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯(B2階層)の場合は、生計を同一にする子の第2子以降の子は無料となります。
市民税所得割が77,100円以下(C2階層)の場合は、生計を同一にする子の第2子を半額、第3子以降の子は無料となります。
77,100円を超える世帯(C3階層以上)については、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

注 意 事 項

【共通】

- ・「市民税所得割」の額は入園児童の父母の市民税を合算します。ただし、父母の市民税が非課税の場合は入園児童の祖父母(同居の場合のみ)の市民税も合算となる場合があります。
- ・途中で入退園した場合は、入退園した日から日割により保育料を計算します。
- ・保育料を算定する市民税は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の税額控除(調整控除は除く)を控除する前の税額で算定します。

【1号】

- ・保育料以外に給食費や教材費、施設費等の上乗せ料金がかかる場合があります。詳しくは各園にお問い合わせください。

【2・3号】

- ・3歳未満児とは当該年度の4月1日現在において、満3歳にならない児童のことを指します。そのため、年度途中で3歳になった場合でもその年度は3歳未満児とします。
- ・3歳未満児の保育料には給食費を含みます。3歳以上児の保育料には給食費の副食費のみを含み、主食費(ご飯、パン、麺などにかかる経費)は園が別途徴収します。

平成29年度 長岡市 2号・3号認定 保育料徴収基準額表(月額)

階層区分	階層の定義		保 育 料 (円)				
			3歳未満児		3歳以上児		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯		0	0	0	0	
B1	市民税非課税世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	0	0	0	0	
B2		それ以外	3,400	3,400	2,500	2,500	
C1	市民税均等割のみの世帯		ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	8,500	8,300	5,900	5,700
C2			それ以外	9,300	9,100	6,800	6,600
D1	市民税所得割	3,000円未満 の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	11,000	10,800	8,500	8,300
D2			それ以外	11,900	11,500	9,300	9,000
D3		3,000円以上 23,400円未満 の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	13,500	13,100	10,000	9,700
D4			それ以外	14,800	14,500	11,000	10,600
D5		23,400円以上 37,800円未満 の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	17,000	16,600	12,000	11,700
D6			それ以外	19,100	18,700	16,500	16,200
D7		37,800円以上	51,000円未満 の世帯	23,300	23,000	20,800	20,400
D8		51,000円以上	78,600円未満 の世帯	27,600	27,100	23,300	22,800
D9		78,600円以上	101,400円未満 の世帯	31,400	30,900	25,000	24,500
D10		101,400円以上	123,300円未満 の世帯	35,200	34,700	26,300	25,800
D11		123,300円以上	168,300円未満 の世帯	36,900	36,200	27,200	26,400
D12		168,300円以上	214,900円未満 の世帯	38,600	37,900	28,000	27,200
D13		214,900円以上	255,100円未満 の世帯	40,300	39,600	28,900	28,100
D14		255,100円以上	351,400円未満 の世帯	42,000	41,000	29,700	28,700
D15		351,400円以上		43,700	42,400	30,600	29,200

【ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等の場合】

16歳未満扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳未満の子どもの数×22,800円】を控除した金額、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳以上19歳未満の子どもの数×15,000円】を控除した金額で保育料を決定します。
この控除前の金額が77,101円未満または控除後の金額が31,501円未満の場合は、生計を同一にする子の第1子を半額、第2子以降の子は無料となります。
上記のいずれにも該当しない世帯については、兄弟姉妹が同時に入園している場合はもっとも年齢が高い児童が全額、2人目が半額、3人目以降は無料になります。(別々の施設に入園している場合も含めて数えます。)

【上記以外の世帯の場合】

16歳未満扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳未満の子どもの数×22,800円】を控除した金額、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳以上19歳未満の子どもの数×15,000円】を控除した金額で保育料を決定します。
この控除前の金額が57,700円未満または控除後の金額が12,100円未満の場合は、生計を同一にする子の第2子を半額、第3子以降の子は無料となります。
また、市民税非課税世帯及び市民税均等割のみの世帯(B2・C2階層)の場合は、生計を同一にする子の第2子以降の子は無料となります。
上記のいずれにも該当しない世帯については、兄弟姉妹が同時に入園している場合はもっとも年齢が高い児童が全額、2人目が半額、3人目以降は無料になります。(別々の施設に入園している場合も含めて数えます。)

